

## 令和7年度第2回地域連携ネットワーク推進会議 会議録

### 1 開催日時

令和8年1月28日（水）15:00～16:30

### 2 開催場所

WEB 会議

### 3 出席者（五十音順）

石田構成員、井上構成員、門田構成員、衣川構成員、坂原構成員、坂本構成員、神野会長、手島副会長、中田構成員、松本構成員 計10名

### 4 オブザーバー（敬称略）

村上 裕和（広島家庭裁判所家事部第一審判係 主任書記官）

### 5 事務局

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、障害福祉部障害福祉課、障害福祉部障害自立支援課、障害福祉部精神保健福祉課、広島市成年後見利用促進センター（以下「センター」という。）

### 6 議題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 令和7年度第1回地域連携ネットワーク推進会議における主な意見等への対応について
- (3) 市長申立てに係る受任者調整を含む専門職相談体制の構築について
- (4) 専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準について

### 7 報告

- (1) 広島県による令和8年度市民後見人養成研修の実施に伴う対応について

### 8 公開状況

公開

### 9 傍聴人

1名

### 10 会議資料

資料1 令和7年度第1回ネットワーク推進会議における主な意見等への対応について

資料2 市長申立てに係る受任者調整を含む専門職相談体制の構築について

資料3 専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準について

資料4 広島県市民後見人養成研修について

参考資料1 地域連携ネットワーク推進会議 構成員名簿（R7.10.1）

参考資料2 市民後見人の案内チラシについて（専門職後見人宛て）

## 11 会議要旨

### 議題(1) 会長及び副会長の選出について

(事務局)

会長は、広島市成年後見制度利用促進事業実施要綱第6条第5項の規定に基づき、構成員の互選により定めるものとされている。どなたか御提案等があればお願いします。

(手島構成員)

広島大学大学院人間社会科学研究科の神野構成員にお願いしてはどうか。

(事務局)

ただいま、手島構成員より、会長を神野構成員にお願いしてはという御提案があったがいかがか。

(構成員の異議なし)

(事務局)

異議がないようなので、会長は、神野構成員に決定する。

次に、副会長の選出については、同じく要綱の規定により会長が指名することとなっている。神野会長、指名をお願いしたい。

(神野会長)

では、副会長に県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科人間福祉学コースの手島構成員を指名する。

(事務局)

神野会長の指名により、副会長は手島構成員に決定する。

### 議題(2) 令和7年度第1回地域連携ネットワーク推進会議における主な意見等への対応について

(事務局が資料1に基づき説明)

(構成員から意見・質問なし)

### 議題(3) 市長申立てに係る受任者調整を含む専門職相談体制の構築について

(事務局が資料2に基づき説明)

(松本構成員)

我々に協力を求めるとのことだが、具体的にどのような仕事をしなければいけないのか全く分からない。もう少し具体的に教えていただきたい。

①の専門職に相談というのはどのような形態での相談を考えておられるのか。②の適切な受任者

についての助言はどのように専門職に相談するのか。我々が区役所に行くのか、それとも区役所の職員が資料を持って我々のところに来るのか。電話なのか。どのくらいの時間を想定しているのか。

**(事務局)**

具体的にはこれから三士会と相談させていただくことになる。相談方法については、電話、メール、対面など考えられるため、調整が必要だと考えている。①については、本人への支援方針を区役所だけで決定するのではなく、どういった支援が適切なのか専門職と一緒に考えてもらうイメージである。

一方で、②は、後見人等の候補者として適切な、士業について、専門職の観点からアドバイスを頂きたいと考えている。

**(松本構成員)**

②について、専門職にアドバイスを求めたいというのであれば、一体どのような形態を考えておられるのか。

**(事務局)**

基本的には、各士会の協力していただける範囲を教えてもらいながら決めていくことになると思う。メール、電話又は対面であっても、まず、事案の説明を区役所が行った上で、どの士業が受任するのが妥当か御意見を頂きたい。

**(松本構成員)**

協力を求めるにも関わらず、全く何も決まってない状況はいかがなものか。  
どのくらいの件数の相談を想定しているのか。

**(事務局)**

現在、本市の市長申立ては、年間約 100 件ある。その中で、専門職に意見を求めるものについて、今後、区役所と調整する必要があるが、おそらく数件～数十件になると想定している。

**(松本構成員)**

結局、どれだけの労力が必要なのか全く分からない状況はいかがなものか。

**(坂原構成員)**

実際に提案のとおり体制を整えたとして、区役所の担当者は積極的に利用する見込みなのか。この体制の構築に係る現場のニーズについては調査しているのか。

**(事務局)**

市長申立てに係る現状としては、地域包括支援センターなどでケース検討会議があれば、そこに専門職を招き、支援方針について御意見を頂くことはあるが、基本的には区で方針等は決めている。各区の担当者には、区のみで支援方針を検討している案件について、専門職から助言を頂く体制を構築したいといった大まかなイメージしか説明できていない。具体的な内容が決まっていない現段

階では、積極的に利用してもらえるかどうか分からないため、まずは、利用しやすい要件等について区役所の意見を聞きながら、三士会と調整していきたいと考えている。

**(坂原構成員)**

現状、ケース検討会議に専門職を派遣できるようにしているが、あまり利用されてない。今後同様に、市長申立てに係る受任者調整を含む専門職相談体制を作っても利用されないという状況にならないよう、現場の具体的な意見を踏まえつつ、積極的に利用される体制を整えるべきである。

なお、この専門職相談体制については、まだ理事会での検討段階にあるが、当会では積極的に協力したいと考えている。

**(松本構成員)**

私としては、強く反対である。まだ弁護士会として、正式に回答できるわけではないが、弁護士会の関係者数人に話をしたところ、反対多数であった。

端的に言うと、無償という部分について応じることができない。我々としては、時間や労力をかけ、専門的な知見等に基づいて相談に応じている。

仕事を依頼するのであれば、本来その対価を払うことは社会の常識である。今回、無償での協力を広島市が明記しているが、予算がない等の消極的な理由は要らないので、無償で協力しなければならない正当な根拠を教えてほしい。この正式な会議において、広島市から無償での協力要請をされることは、当会にとって非常にプレッシャーである。

**(事務局)**

プレッシャーを与えてしまったのであれば、配慮が欠けており、申し訳なかった。本市としては、無料の法律相談の延長線上のような形で考えていただけないかという甘い認識があった。

あくまで協力要請ということで、お願いをしたいという趣旨である。

**(松本構成員)**

無料の法律相談は、弁護士会が主体となって実施しているものであるため、他者から無料で押し付けられるものと一緒ではない。

広島市でも相談料無料の相談会を行っているが、これは広島市から対価をもらって開いており、対価をもらわない相談は基本行っていない。我々の事業としての無料相談はあり得るが、今回の提案をこれと同列に考えるのはおかしい。

こうしたスキームを構築するぐらいなら、坂原構成員が前回提案されたように受任者調整会議を開催してはどうか。三士会に報酬を払った上で、福山市、三次市、庄原市も開催している。

**(事務局)**

会議体を設けない一番の理由としては、スピード感を落とさず市長申立てを行うためである。また、会議体を設けることによる区役所の負担も考慮したいと考えている。

**(松本構成員)**

区役所の負担を減らすために、我々の負担が増えるということか。

他の自治体と同様に受任者調整会議を開催した方が良いのではないかと。

**(事務局)**

前回の会議で簡易な会議体での受任者調整を提案したが、会議体を設けることについては考え直した方が良いという意見を頂いたため、今回はこのような提案をさせていただいた。三士会に御協力いただける範囲を示していただきながら、区役所の負担も考慮しつつ、一緒に具体的な体制を考えていくようなイメージで本提案に至っており、決して三士会の負担を増やして、区の負担を減らすための提案ではない。

**(門田構成員)**

社会福祉士会の中でも話をさせていただいたが、松本構成員がおっしゃったように無償という形では協力が難しい。福山市など他の市では有償で行っている中で、広島市だけが無償というのは、会員に対しても説明が難しい。もう少し内容がはっきりしない限り、今の状況では協力に応じることはかなり難しいと考えている。

**(松本構成員)**

スキームよりも無償という点に全く賛同できない。我々の仕事が無償だと評価されているようでショックである。有償化の可能性はないのか伺いたい。

また、仮に、協力可能な士会が司法書士会だけであった場合に、それでも進めていくのか。一部の団体だけの意見を踏まえて、後見人等候補者として弁護士が適任であるとした市長申立てが行われ、家庭裁判所から弁護士会に後見人等の選任を依頼された場合は、弁護士会として今後、市長申立て案件全ての受任を拒絶しても良いと個人的には思う。

そのあたりを踏まえて、一部の団体の協力だけでも始められるのか、有償化については、全く考えてないのか教えてほしい。

**(坂原構成員)**

事務局が即答するのは難しいと思うので、その間に私の考えをお伝えしておく。有償か無償かの議論は一旦置いた上で、個人的には、市長申立てについて、最終的にどの士業が受任するののかも含めて、申立ての検討前の段階から早めに関わっていきたいという思いがある。そうすることで、よりスピーディに市長申立てができるのではないかと、また、被後見人の負担が減るのではないかと考えている。有償であることが当然好ましいが、市長申立てに至るまでの一連の流れに、士業が積極的に関与していくことは大変重要なことだと考えている。

**(事務局)**

他都市のように有償で受任者調整会議を開催してはどうかという御意見をいただいたため、有償の受任者調整会議を実施する必要があるということになれば、予算化についても考えたい。

また、決して各士業の仕事を無償だと評価しているわけではない。飽くまで試行的取組としての提案であり、三士会に対して御協力いただくことが可能な範囲を確認するための依頼をさせていただきたいという趣旨で申し上げた次第である。

(松本構成員)

試行的取組であっても、協力する士業は仕事として協力するため、無償はおかしい。また、受任者調整は、専門職としての候補者となる三士会が全て集まらなると適切な受任者は選べないと思われる。試行的な取組を始めるのではなく、受任者調整会議を作るという方向で話を進めて、それに係る予算化を図るべきである。

(事務局)

様々な御意見を頂いたため、一旦持ち帰って、次回の会議まで検討させていただきたい。

(松本構成員)

本会議後に、郵送で各士会に依頼文を送るという話をしていたが、それはどうするのか。

(事務局)

依頼内容を改めて検討するため、しばらく保留とさせていただく。

(坂原構成員)

検討するのであれば前回から発言しているとおり、受任者調整会議を行うことを検討してほしい。また、新しく専門職の相談体制を作るのであれば、ケース検討会議への専門職派遣があまり利用されてない課題点等もしっかり踏まえて、区役所に利用されるよう検討をお願いしたい。

(事務局)

受任者調整会議の必要性も含めて検討する。

#### 議題(4) 専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準について

(坂原構成員が資料3に基づき説明)

(センター)

事務局としては、今すぐこの受任基準を緩和する状況ではないと考えており、専門職との複数後見の実績が少ないことについては、原因を踏まえた検討が必要であると考えている。

例えば、「医療同意に協力可能な親族と連絡がとれる、または終末期医療等に関する本人の意向が確認できている」という要件を削除したとき、専門職からの依頼がどの程度増えるのかまだ分からない。頂いた御意見を踏まえつつ、市民後見人候補者が、安心して活動できる体制を整えられるよう検討していきたい。

また、実際に市民後見人として受任を依頼するときには、この要件を見ていただきながら市民後見人候補者に意向を確認している。この医療同意の基準の変更にあたっては、家族はおらず、終末期医療も専門職と同じように市民後見人が判断するといった話をしたときに、受任してもらえるのか、市民後見人候補者にも確認が必要になってくると思う。

一方、「居所が安定していること」という基準については、実際に不動産の処分は後見人の業務で

あるが、現時点では、それを市民後見人をお願いすることについて、心配なところがあるため、必須とはしないが重視する基準としている。例えば、施設に入所することが決まっている場合は、複数受任の間に家も処分できるのであれば、この基準については除外して考えて良いという適用の仕方を考えているため、要件にも「または転居の必要があれば複数後見の期間中に転居が完了し、居所が安定する見込みであること。」と記載している。

現行基準に変更の余地はないというつもりはなく、変更検討に当たっては、実際に後見活動している専門職や市民後見人の意見を伺いながら進めていきたいと考えている。

#### （坂原構成員）

資料3-4について、まず、広島家庭裁判所に複数後見の事前協議を行うが、広島家庭裁判所の方で重視するような要件や、逆にそこまで求めない要件があれば伺いたい。

#### （広島家庭裁判所）

最終的には裁判官の個別の判断にはなるが、一般的には、医療同意に協力可能な親族と連絡が取れないから後見人として選任しないということではなく、また、終末医療に関する本人の意向確認ができていないから選任しないということもない。

#### （坂原構成員）

現状、候補者調整の依頼をしても、医療同意や居所の安定部分に係る基準を満たしていないということで門前払いされており、実質的に専門職との複数後見につながらないスキームになっている。広島市の場合は、飽くまで専門職との共同受任からスタートするため、先ほどセンターが例示した不動産の処分のような複雑なことは専門職が行えば良い。市民後見人候補者に対し、難しい点を説明して、市民後見人として活動できるかどうか消極的に確認を行うのではなく、難しい点については、専門職と一緒にいくため問題ないというような形で、積極的に市民後見人候補者を後押しするような対応をしてほしい。

ちなみに、弁護士会や社会福祉士会には現行基準でも調整依頼できる事例はありそうか。

#### （松本構成員）

遺産分割など法的な問題が解決した後に、弁護士の活動が不要な事例はある。ただ、個人的な意見になるが、そのような落ち着いた案件を手放す必要性もないため、積極的に調整を依頼するモチベーションが上がらない。しかし、今後、成年後見制度が、本人の状況等に応じた適切な後見人になるべきだという方向になっていくと思われるため、その流れに合わせて依頼する可能性はある。

#### （門田構成員）

実際に私も担当したことがあるが、受任したときには様々な動きがあって、それらを経た上で、施設に入所することで本人の状況が落ち着き、その後は大きな動きはないだろうと思われる事例はある。

ただ、個人的な意見だが、ここまで本人のために動いて、落ち着いたから他の人に移管するというのは、正直なところ必要性を感じない。社会福祉士会からは、そういうケースがあれば市が調整

依頼をお願いしているということを聞いているが、あくまで依頼をするかしないかは、各社会福祉士個人の考えによるため、依頼件数を増やすのは難しいと感じる。

#### (坂原構成員)

私も安定した事例の場合は、手放さないと。こうした意見がある中、要件をここまで厳しくしていると、当然依頼は出てこない。

要件を緩和して、市民後見人の活躍の場を作るように動いていただきたい。

#### (手島副会長)

養成研修の受講者の前職や背景は実に様々であり、例えば、長い間行政機関の仕事をしていて書類作成などの経験を蓄積した方もいれば、長い間介護の仕事をしていて成年後見のことは一から勉強する方もいる。

研修を受けたとはいえ、座学中心の研修である。受講後は、かけはしの業務に従事して実際に判断能力の低下した人と接点を持つことで、少しずつ経験を積んだり、法人として市社協が行っているこうけんを担当して経験を積むこともあるかもしれないが、専門職後見人の対応とはとても大きな差がある。

最初は複数とはいえ、遠くない将来に独り立ちすることを目途に任されるわけなので、成年後見利用促進センターが市民後見人を心配することは理解できる。一方で、制度を運営する側が多く市民後見人候補者を養成しているにも関わらず、実際に市民後見人として活動している人数が少ないという状況については課題であるため、落としどころを探っていく必要があると感じている。

#### (センター)

本来、養成研修を修了したのであれば、市民後見人として成年後見業務ができる状態になってもらわないといけないため、そもそもそれができないのであれば研修内容を見直すべきということになると思うが、10回の研修を受けて、自信を持って後見人ができる人はほとんどいない。

専門職後見人と市民後見人の複数後見に係るスキームは、専門職からも、市民後見人を育てようという声を頂けたため作ることができたものである。そのため、専門職後見人に代わって、市民後見人が後見活動を行うという目的は、その次の段階だと思っている。まず、市民後見人を育てることを目的に関わりやすい案件から始めるという趣旨で、今回の受任基準が作られていると御理解いただきたい。

ただ、現状のままで良いとは決して思っていないため、今後検討していきたいと考えている。市民後見人の活躍の場を広げたいというのは、関係者、関係機関で皆同じ思いだと思う。養成研修の内容も含めて、検討すべきことだと考えている。

#### (事務局)

坂原構成員が考えるセンターから市民後見人に対しての理想的なフォロー・サポート体制があれば教えていただきたい。

#### (坂原構成員)

士業と共同受任しているため、特にない。

それよりも、養成研修を受けたにも関わらず市民後見人としての活動ができていない中で、市民後見人候補者のモチベーションは保たれているのか気になっている。士業から案件を提案しても、条件が合わないから、活動の場が増えないといった状況が問題だと思い、今回の提案をした。決して、市民後見人の独り立ちをどんどん増やそうという提案ではなく、まずは、後見業務に触れてもらいたい。

士業が共同受任していてフォロー体制もできており、かつ、センターの中で士業が忙しいときの相談体制もできているので、そこまで不安に思わなくても良いのではないかと。また、心配のなくなった状態で独り立ちできるよう複数後見から単独受任へ移行するスキームも別に作っている。こうした体制が整っているのに、複数受任の段階で要件を厳しくする必要はあるのか。市民後見人候補者が後見業務に触れることすらできていない現状が問題だと思っている。

#### （井上構成員）

そもそも、市民後見人と共同受任するケースが少ない原因は、坂原構成員がおっしゃるように、条件が厳しいからなのか、それともそういうケース自体が少ない、もしくは専門職がすでに持っている安定したケースを振ること自体が少ないのか。何が原因なのか。

#### （坂原構成員）

井上構成員がおっしゃった3つの要因が複合的に影響している。ただ、この受任基準が特に厳しいと考えている。この要件があることで、スキーム自体が機能していないことが問題ではないか、というのが今回の提案である。

#### （手島副会長）

広島市において、専門職が受任しているケースで、市民後見人に移行できるものがあるだろうということで、広島市独自のスキームができた経緯がある。ただ、先ほど委員の先生方がおっしゃったように、現状、弁護士会や社会福祉士会では、困ったことがないのに手放す動機も特にないため、安定した事例については担当を続けることに異論がないという声もある。

そうした現場の声もある中で、このスキームは、センターが所管する市民後見人の養成等に関する委員会の委員の総意をもって誕生したわけではなく、委員の中からの提案として挙げられ、賛同されて運用を開始したという経緯もある。

そもそも現在は、類型としては後見がとて多くて、保佐や補助は少ない。市民後見人が担当するのは、保佐や補助のケースの方が望ましいという考え方も可能である。成年後見制度の利用が浸透してくれば自ずと市民後見人が担えるような事例も増えるのではないかと思うが、今は随分判断能力の低下が進んでしまってから利用する人が多いため、どうしても専門職の方の負担も大きくなるし、それをバトンタッチしようとしても、市民後見人の力量から難しいと考えざるを得ないことが多いのではないかと。今後、大阪のように多くの市民後見人を養成している自治体を調べて、坂原構成員の意見も取り入れながら適切な受任基準を考えていけばよいと思う。

### 報告(1) 広島県による令和8年度市民後見人養成研修の実施に伴う対応について

（事務局が資料4に基づき説明）

(構成員から意見・質問なし)